

非常変災時における措置について

和泉市におきましては、非常変災時の措置は下記のようになっておりますので、お知らせいたします。

《台風》

1. 午前7時現在「和泉市」または「泉州地域」、「大阪府」に「暴風警報」または「特別警報」（高潮・波浪は除く）が発令されている場合は、**臨時休業**となります。
 - ・複数の警報が発令されていても、「暴風警報」が発令されていなければ「臨時休業とはなりません」のでご注意ください。（「大雨警報」「大雨洪水警報」は休校ではありません。）
 - ・「午前7時現在」とは午前7時のニュースのことで、この時刻にニュースのないときは、午前7時の最も近いニュースとなります。
 - ・午前7時以降「暴風警報」及び「特別警報」が解除されても、その日は「臨時休業」となります。
2. 午前7時以降～午前8時30分までの間に「和泉市」または「泉州地域」「大阪府」に「暴風警報」または「特別警報」（高潮・波浪は除く）が発令された場合も、**臨時休業**です。
 - ・登校している児童・生徒は安全を第一に臨時の緊急措置をとります。
3. 登校後に台風が接近してきた場合には、児童・生徒の安全を第一に緊急措置をとります。（例えば、「給食後全員下校」など）
4. 下校時に警報が出て危険な場合は、教職員の指導による「集団下校」を実施します。
 - ・登校後児童・生徒を緊急下校させる場合の対応（お迎え、帰る場所等）をあらかじめお子様と相談しておいてください。

《地震》

1. 午前0時以降、登校前に**和泉市域で震度5弱以上の地震が発生した場合、臨時休業**となります。
 - ・ただし、午前0時より前であっても、震度7等の大地震が発生した場合における被害状況等により臨時休業とすることがあります。
2. 登下校中に大きな地震が発生した場合は、学校では原則「自宅か学校か、いずれか近い方に避難する」よう指導しています。
 - ・すでに登校してきたお子様、学校に避難してきたお子様については、次の3. 「登校後に発生した場合」と同様の対応を行いますので、学校まで迎えをお願いします。
3. 登校後、**和泉市域で震度5弱以上の地震が発生した場合、すぐにお子様を迎えに来てください。**
 - ・お子様の引渡しを行います。保護者による迎えが難しい場合は、緊急連絡カードに記載されている方への引渡しも可能です。迎えがない場合は、学校で引き続き待機させます。

《お願い》

学校が緊急の措置をとる場合は、メール配信でお知らせいたします。携帯等の機種変更または、契約会社の変更等があった場合は、メールが確実に受け取れるかテスト配信いたしますので、学校までお知らせください。

※「なかよしクラブ（留守家庭児童会）」も「休校措置」に合わせて休みになります